



目 次	ペー
規 則	ジ
◎高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎高知県重度心身障害児療育手当支給規程の一部改正 (障害保健福祉課)	2
○高知県建設工事指名停止措置要綱の一部改正 (建設管理課)	2
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	2
◎告示 (高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正 ()	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	3

規 則	

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年4月1日 高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第19号 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則	

(平成20年高知県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「同条第16項」を「同条第17項」に、「同条第17項」を「同条第18項」に、「同条第18項」を「同条第19項」に、「同条第19項」を「同条第20項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に、「同条第24項」を「同条第26項」に、「同条第25項」を「同条第27項」に改め、「及び同条第26項に規定する介護療養型医療施設」を削り、「並びに同条第14項」を「同条第14項」に、「地域密着型介護予防サービス事業を行う施設等」を「地域密着型介護予防サービス事業を行う施設等並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設」に改め、同条第7号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年4月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第20号**  
**高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成5年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条において「障害者総合支援法」という。)」に、「同法」を「障害者総合支援法」に、「障害者自立支援法附則第41条第1項」を「障害者総合支援法附則第41条第1項」に改め、同項第3号及び第5号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第18号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第2項第12号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第13号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則

の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則(昭和43年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。
別表第2備考7の(3)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年4月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第22号**  
**高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成9年高知県規則第36号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の1の表2の項(2)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表の1の表2の項(4)中「第8条第22項」を「第8条第27項」に改め、同表の2の表(4)中「空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項」を「空港法(昭和31年法律第80号)第2条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第23号
高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年高知県規則第23号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項第1号中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援

法」という。)に改める。

第6条の2中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「同法」を「障害者総合支援法」に改める。

第6条の3第1項第1号及び第2号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第3号及び同条第3項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第10条第1項中「、障害者自立支援法」を「、障害者総合支援法」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同条第3項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第10条の2第2項及び第12条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別記第2号様式注及び別記第3号様式注中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第24号

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

高知県社会福祉審議会規則(平成12年高知県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第1号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第246号

高知県重度心身障害児療育手当支給規程(昭和48年5月高知県告示第254号)の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

第2条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

高知県告示第247号

高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

第1条中「別表第1及び別表第2の各号」を「別表第1の各号及び別表第2の各号」に改める。

第3条第2項第1号中「再度別表第1の各号」を「再度同表の各号」に改め、同項第2号中「再度別表第2の各号」を「再度同表の各号」に改め、同項第3号及び第4号中「3年」を「5年」に改める。

第4条第2号中「競売等妨害若しくは談合に係る」を「競売入札妨害(刑法(昭和40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る」に、「競売等妨害若しくは談合の」を「競売入札妨害若しくは談合の」に改め、同条第5号中「(刑法(昭和40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。別表第2において同じ。)」及び「(同条第2項に規定する罪をいう。別表第2において同じ。)」を削る。

別表第2の(1)のイ中「4月以上18月以内」を「7月以上28月以内」に改め、同表の(1)のイ中「3月以上14月以内」を「6月以上24月以内」に改め、同表の(1)のウ中「2月以上9月以内」を「4月以上16月以内」に改め、同表の(2)のイ中「3月以上14月以内」を「6月以上24月以内」に改め、同表の(2)のイ中「2月以上9月以内」を「4月以上16月以内」に改め、同表の(2)のウ中「1月以上5月以内」を「2月以上10月以内」に改め、同表の(3)のイ中「2月以上9月以内」を「4月以上16月以内」に改め、同表の(3)のイ中「1月以上5月以内」を「3月以上12月以内」に改め、同表の(3)のウ中「1月以上3月以内」を「2月以上8月以内」に改め、同表の(4)中「3月以上14月以内」を「6月以上24月以内」に改め、同表の(5)中「2月以上14月以内」を「5月以上20月以内」に改め、同表の(6)中「1月以上14月以内」を「4月以上16月以内」に改め、同表の(7)中「4月以上18

月以内」を「7月以上28月以内」に改め、同表の(8)中「3月以上14月以内」を「4月以上24月以内」に改め、同表の(9)中「3月以上18月以内」を「5月以上24月以内」に改め、同表の(10)のイ中「2月以上14月以内」を「3月以上20月以内」に改め、同表の(10)のイ中「1月以上14月以内」を「2月以上16月以内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この告示による改正後の高知県建設工事指名停止措置要綱別表第2の規定は、この告示の施行の日以後の贈賄及び不正行為等に対して適用し、同日前の贈賄及び不正行為等に対しては、適用しない。

高知県告示第248号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「〃 春野〃

〃 弘岡〃」

を

「〃 春野代理店

〃 弘岡支店」

に改める。

別表の3 収納代理金融機関の表中「四国内(」を「四国内(高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)別記第11号様式の3又は別記第11号様式の4による納付書により納付する収納金並びに)に改める。

高知県告示第249号

平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「〃 春野支店」

を

「〃 春野代理店」

に、「高知県立中村養護学校」を「高知県立中村特別支援学校」に改める。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成25年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。



高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項の表中

危険な病原体に汚染された検体を取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	2
--	---

を
「

危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
---	---

に改める。

第6条第1項中「浄化槽等保守管理手当」を「病理細菌取扱手当」に改める。

第12条を次のように改める。

（病理細菌取扱手当）

第12条 病院に勤務する病理細菌技術者で危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事したのものに対しては、その従事した日1日につき290円の病理細菌取扱手当を支給する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。